

平成21年5月21日

「電波のルールを守りましょう」 平成21年度電波利用環境保護周知啓発強化期間

総務省は、「電波のルールを守りましょう」「みんなで守る電波のルール」をキャッチフレーズに、平成21年6月1日(月)[※]から同年6月10日(水)まで電波利用に関する周知・啓発活動を集中的・重点的に行います。

電波の利用にはルールがあり、ルールを守らないと社会的に悪影響が大きいことを周知することにより、正しく無線局を運用している電波利用者を、不法無線局による混信その他妨害等から保護することを目的としています。

あわせて本期間を中心に、不法無線局の取締りを強化することにより、良好な電波利用環境の整備を推進していきます。

※ 6月1日は電波が広く国民に利用できるようになったことを記念して定められた「電波の日」です。

1 キャッチフレーズ

「電波のルールを守りましょう」

「みんなで守る電波のルール」

2 強化期間

平成21年6月1日(月)から同年6月10日(水)まで

3 主な周知・啓発活動

(1) テレビCM

期間中テレビCM放送を実施します。

(2) 一般新聞、スポーツ新聞及び業界・専門新聞等による周知・啓発

地方紙を含む一般新聞、スポーツ新聞及び業界・専門新聞等に広告を掲載します。

(3) ポスターの掲示

鉄道駅等へのポスターの掲出や、電車・バス等の車内吊り広告等を実施します。

(4) リーフレットの配布

不法無線を使用する可能性の高い団体等に対して、リーフレットにより不法無線局の違法性・反社会性を周知します。

(5) 監視施設の公開、電波教室等の開催

全国の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）及び電波適正利用推進員協議会[※]において、別紙1のとおり電波監視施設の一部の公開や、電波教室の開催など、電波利用ルールの周知・啓発を実施します。

※電波適正利用推進員協議会は、電波利用ルールの周知啓発を行うため総合通信局長等により委嘱されたボランティアの団体です。



平成21年度電波利用環境保護用ポスター（鈴木杏）

4 不法無線局対策の強化

不法無線局の対策については、平成21年6月1日(月)から同年6月30日(火)までを取締り強化期間として設定し、重点的に実施します。

平成20年度においては、別紙2のとおり、無線局の混信・妨害申告、不法無線局の出現等がありました。

5 後援

警察庁、海上保安庁

6 協力依頼省庁及び団体（順不同）

警察庁、国土交通省、海上保安庁、受信環境クリーン中央協議会及び社団法人全国陸上無線協会

電波はルールを守って使いましょう。
総務省



ボクは「デンパ君」。
電波利用環境保護活動の統一キャラクターだよ。

（連絡先）

総合通信基盤局電波部電波環境課監視管理室

担当：吉田補佐、岡田係長

電話：（代表） 03-5253-5111

（内線） 5911

（直通） 03-5253-5911

FAX 03-5253-5915

別紙 1

総合通信局等が強化期間にあわせて実施する電波利用保護活動

局所	実施期日	広報活動内容	場所	備考
東北	6月16日(火) ～17日(水)	～ICT推進フェア2009 in 東北 電波利用申告・相談窓口開設	せんだいメディア テーク(仙台市)	東北情報通信懇談会 と共催
	連絡先 〒980-8795	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎 東北総合通信局電波監理部電波利用環境課	電話番号	022-221-0676
関東	6月13日(土)	航空通信の安全・安心体験塾	(株)日本航空 インターナショナル 機体整備工場 (大田区)	
	6月24日(火)	電波教室 小学校における電波教室	千葉県いすみ市 内	千葉県電波適正利 用推進員協議会主 催
	連絡先 〒102-8795	千代田区九段南1-2-1 関東総合通信局電波監理部電波利用環境課	電話番号	03-6238-1800
信越	6月14日(日)	電波教室 小学生を対象	クロスパルにい がた(新潟市)	新潟通信機(株)主催、 新潟県電波適正利用 推進員協議会共催
	連絡先 〒380-8795	長野市旭町1108 長野第一合同庁舎 信越総合通信局無線通信部監視調査課	電話番号	026-234-9975
北陸	5月21日(木) ～23日(土)	～いしかわ情報システムフェア「e-messe kanazawa2009」 電波監視施設の公開	石川県産業展示 館1号館(金沢 市)	石川県電波適正利用 推進員協議会と共催
	5月23日(土)	子ども電波教室 小中学生を対象にラジオを工作	金沢子ども科学 財団実験室(金 沢市)	北陸テレコム懇談会、 情報通信月間推進協 議会、石川県電波適 正利用推進員協議会 主催
	6月3日(水) ～5日(金)	電波監視施設の一般公開	北陸総合通信局	
	6月14日(日)	子ども電波教室 小中学生を対象にラジオを工作	富山市東部児童 文化センター(富 山市)	北陸テレコム懇談会、 情報通信月間推進協 議会、富山県電波適 正利用推進員協議会 主催
	6月27日(土)	子ども電波教室 小中学生を対象にラジオを工作	福井市シルバー 人材センター(福 井市)	北陸テレコム懇談会、 情報通信月間推進協 議会、福井県電波適 正利用推進員協議会 主催
	連絡先 〒920-8795	金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 北陸総合通信局無線通信部監視調査課	電話番号	076-233-4440
東海	7月20日(月)	親子電波教室	犬山市	愛知県電波適正利 用推進員協議会主 催
	連絡先 〒461-8795	名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋第三合同庁舎 東海総合通信局電波監理部電波利用環境課	電話番号	052-971-9617

近畿	5月24日(日)	平成榛原こどもの森ファミリー電波教室	宇陀市	奈良県電波適正利用推進員協議会主催
	6月14日(日)	～時のウィーク2009 相談窓口の開設、電波クイズ、電波監視施設の展示	明石市	兵庫県電波適正利用推進員協議会主催
	連絡先 〒540-8795	大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館 近畿総合通信局電波監視部電波利用環境課	電話番号	06-6942-8516
中国	7月18日(土)	わくわく電波教室 小学生を対象に電子ブロック組立、混信体験	柳井市	山口県電波適正利用推進員協議会主催
	連絡先 〒730-8795	広島市中区東白島町19-36 中国総合通信局電波監視部電波利用環境課	電話番号	082-222-3311
四国	6月12(金) ～13日(土)	～えひめITフェア 不法無線局探索車(M4)の一般公開	アイテムえひめ (松山市)	
	連絡先 〒790-8795	松山市宮田町8-5 四国総合通信局電波監視部電波利用環境課	電話番号	089-936-5055
九州	6月下旬 (平日の1日間)	九州総合通信局の電波監視施設の一般公開	九州総合通信局 電波監視部	
	連絡先 〒862-0933	熊本市小峯3-1-1 九州総合通信局電波監視部調査課	電話番号	096-368-8621
沖縄	6月9日(火)	小学校での「電波教室」	今帰仁村立 今帰仁小学校	沖縄県電波適正利用推進員協議会と共催
	連絡先 〒900-8795	那覇市東町26-29-4F 沖縄総合通信事務所監視調査課	電話番号	098-865-2308

平成20年度の混信・妨害申告及び 不法無線局の出現・措置状況等

1. 電波監視とは

(1) 電波監視の目的

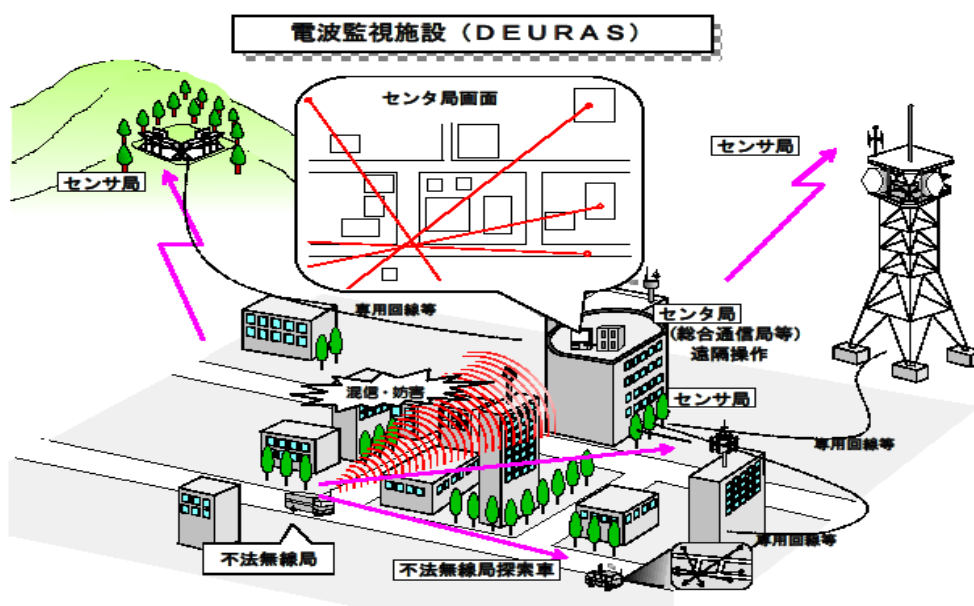
総務省では、免許を受けた無線局でも適正な運用がなされない場合や、免許を受けていない不法無線局を運用する等の無いよう、電波利用環境を保護することを目的として、電波監視を実施しています。

電波は限りある資源であり相互に干渉しやすい性質があるため、電波を効率よく、安全に利用するため、国際条約に基づく規則や電波法などで電波の利用ルールが定められています。

電波は日常生活を支える公共機関や公益企業をはじめ、運輸、製造業、小売業、サービス業等、様々な分野で利用されており、電波の利用ルールが守られず、電波利用に混乱が生じた場合の社会的影響は非常に大きくなっており、電波監視の重要性が増しています。

(2) 電波監視のための業務

総務省では、最新の電波監視施設（DEURAS（デューラス））を整備し、不法無線局の取締り、監視を実施するほか、電波利用ルールの周知・啓発活動を実施しています。

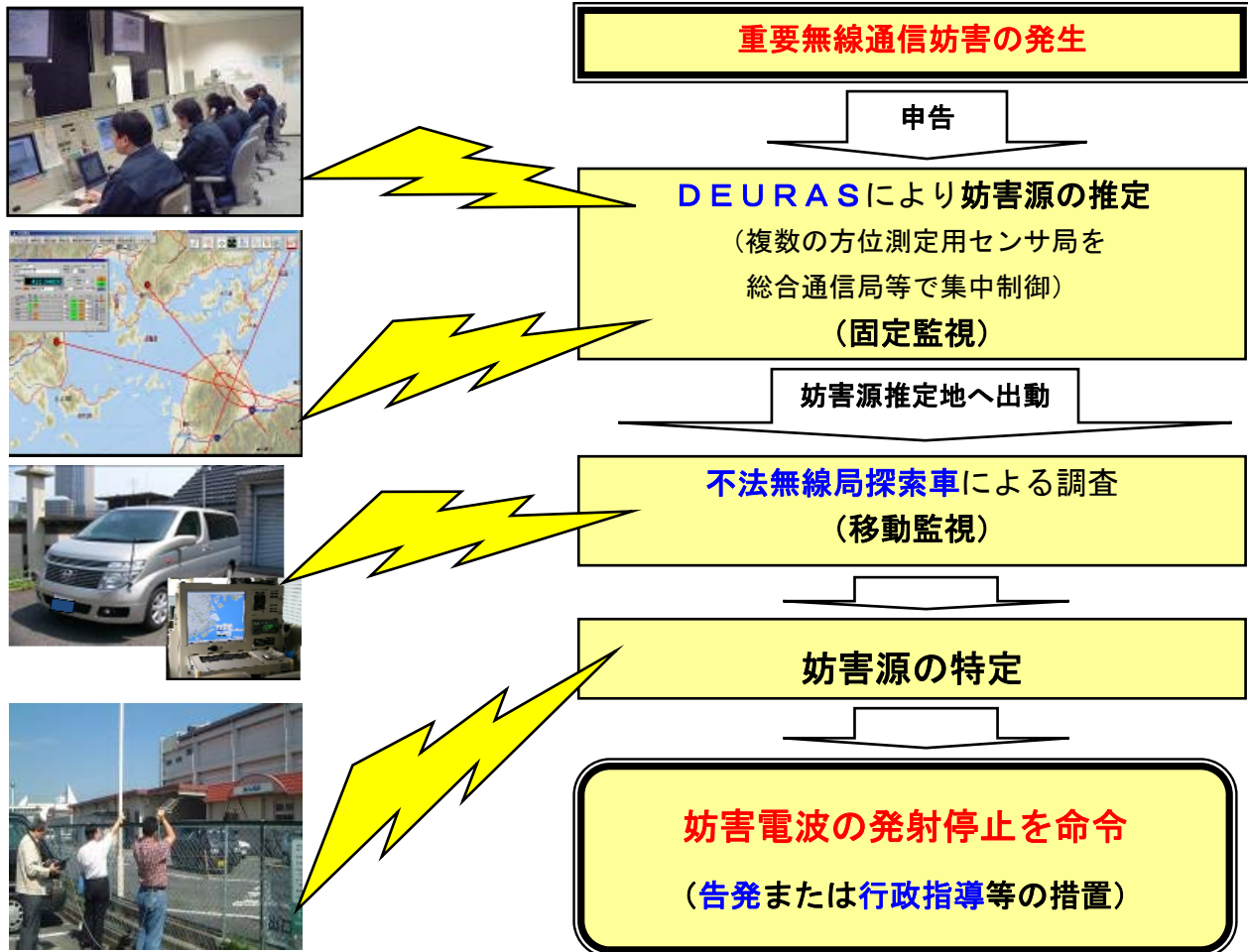


ア 重要無線通信妨害対策

ここ数年、航空・海上無線、携帯電話、消防無線などの重要無線通信[※]への妨害が増加傾向にあります。これらの重要無線通信が妨害されると、航空機や船舶の運航への支障や救急活動への支障など社会生活へ大きな影響を与えます。このため、重要無線通信妨害に迅速に対応してこれらの妨害排除に取り組んでいます。

※重要無線通信…①電気通信業務、②放送の業務、③人命若しくは財産の保護、④治安の維持、⑤気象業務、⑥電気事業に係る電気の供給、⑦鉄道事業に係る列車の運行の業務などを行うための無線通信。

重要無線通信妨害対策



イ 不法無線局の取締り

電波利用の拡大とともに、免許を受けずに運用している無線局（不法無線局）による混信が多発しているため、総務省では、不法無線局による混信・妨害の実態、その使用形態、出現の要因及び社会的背景等を踏まえて、不法無線局対策に取り組んでいます。

ウ 電波利用環境保護に関する周知・啓発活動

電波の利用機会の拡大により、電波利用のルールを知らずにルールを犯し、重要無線を始めとする無線局に妨害を与えるケースが増加しています。そのため、総務省では、電波を利用する一般国民への電波利用ルールの啓発とともに、電波利用機器の流通分野に対しても電波利用ルールとその重要性について周知・啓発を行い、不法無線による妨害の未然防止に努めています。

また、不法無線のもたらす社会的悪影響の重大性を認識しないまま不法無線を使用するケースについても、不法無線局設置者等に影響力がある運送車両関係業者や公共工事発注者等を主なターゲットとして、違法性や反社会性を直接アピールする周知啓発活動を展開し、電波利用環境の保護を図ることを目的として広く社会に訴求しています。

2. 20年度の電波監視実施状況

(1) 混信・妨害申告

無線局に対する混信・妨害申告の総件数は2,773件であり、このうち、重要無線通信を取り扱う無線局に対する混信・妨害申告は532件でした。

重要無線通信妨害の罰則

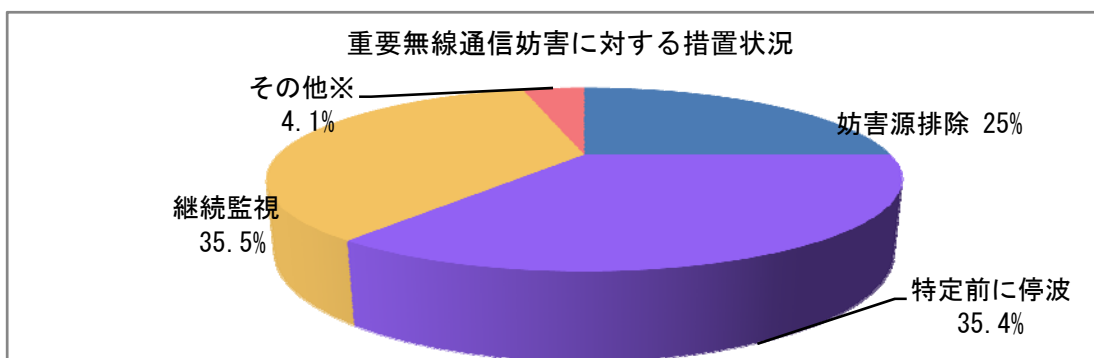
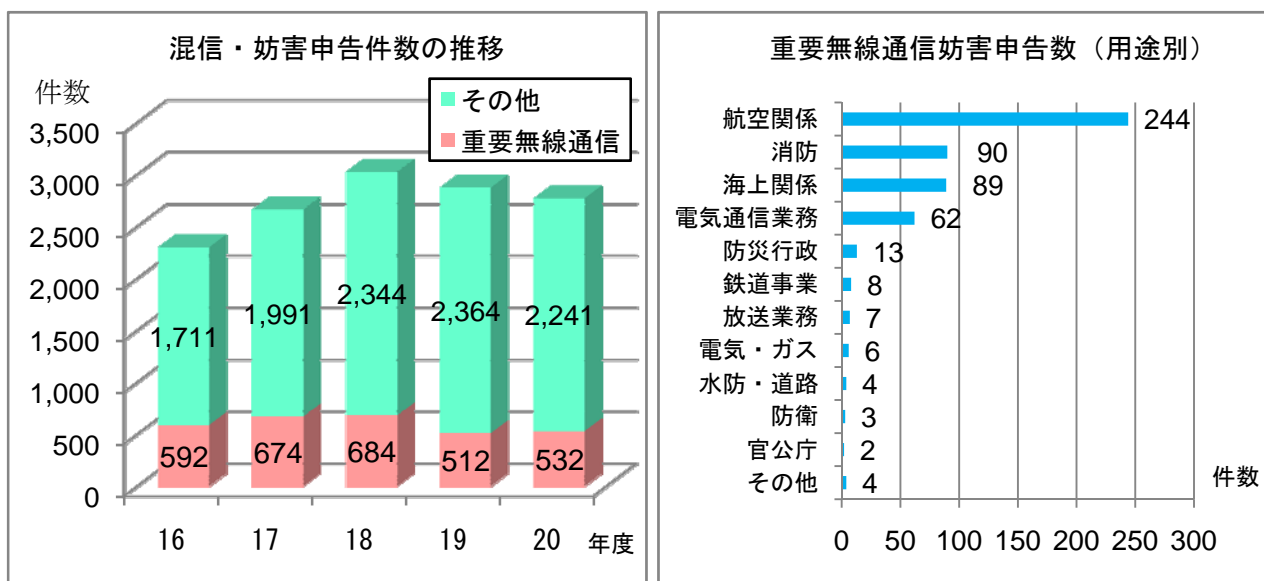
電波法 第108条の2

第1項 電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

ア 重要無線通信に対する申告の傾向

○平成20年度の申告件数（532件）は、平成19年度の申告件数（512件）と比較して、20件増加しています。

○無線局の用途別申告数の傾向は、平成19年度とほぼ同様であり、航空関係の申告が244件と最も多く、次いで消防、海上関係、電気通信業務に関する申告が多くありました。また、周波数帯ではVHF帯の申告が約7割を占めており、平成19年度と同様の結果でした。



※海上保安庁等からの調査依頼

イ 重要無線通信妨害の傾向と主な措置事例

○国内で使用できない外国から持ち込まれた無線機による重要無線通信妨害が増加しています。

(例)平成20年4月、携帯電話基地局に妨害が発生したため、那覇市周辺で現地調査を実施したところ、港内に停泊している外国客船内に設置された、外国規格の船舶用携帯電話中継装置が妨害源であることを特定。船舶の責任者に使用停止を指導し、妨害を解消しました。

(例)平成20年12月、沖縄県内の携帯電話基地局に妨害が発生したため、現地調査を実施したところ、一般家庭で使用されていた国内では使用できない外国規格の無線機(ベビーモニター)が妨害源であることを特定。電源を切り、妨害を解消しました。

○電波利用機器以外の電化製品の不具合による電波発射により、重要無線通信に妨害が発生するケースが増加しています。(妨害源が電波利用機器でない場合、発信源の特定が困難です。)

(例)平成20年9月、航空保安用の周波数に対して妨害が発生したため、岩国市周辺で現地調査を実施したところ、市内の病院に設置されている疑似水槽ディスプレイが妨害源と特定。電源を切ることにより妨害を解消しました。

○悪質な重要無線通信妨害としては、次のような例があります。

(例)平成20年9月、三重県内の消防組合が所持している無線局名を詐称し、運用の妨害をしていた無線局を特定。電波法違反の疑いで告発しました。

○無線機器の取扱い上の不注意による重要無線通信妨害が発生しています。

(例)平成21年1月、東京湾内で緊急遭難信号が発射されていたため現地調査を実施したところ、民間のゴミ集積場に廃棄されていたEPIRB(非常用位置指示無線標識)が発射源であることを特定。電源を抜くことにより妨害を解消しました。

○長期間にわたり重要無線通信に妨害を与えるケースが増加しています。(妨害源が移動し、妨害電波の発射が不規則であるなど、発信源の特定が困難な場合があります。)

(例)平成21年1月、長期にわたり福岡県内の消防用無線局に妨害を与えていた狩猟用発信器(通称:ドッグマーカー)を犬につけ山中で使用していた使用者を特定。電波法違反の疑いで告発しました。

(2) 不法無線局の措置等

電波法に基づく免許を取得せずに無線局を開設、又は運用した不法無線局3,517件のうち、特に悪質と認められた329件については告発を行いました。また、3,188件については行政指導を行っています。

告発または行政指導を行った3,517件のうち、50%程度が不法3悪と呼ばれる不法市民ラジオ、不法アマチュア無線及び不法パーソナル無線であり、総務省ではその減少に向け、重点的に取り組んでいます。

不法無線局に関する罰則

電波法 第110条

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第1号 第4条の規定による免許又は第27条の18第1項の規定による登録がないのに、無線局を開設した者

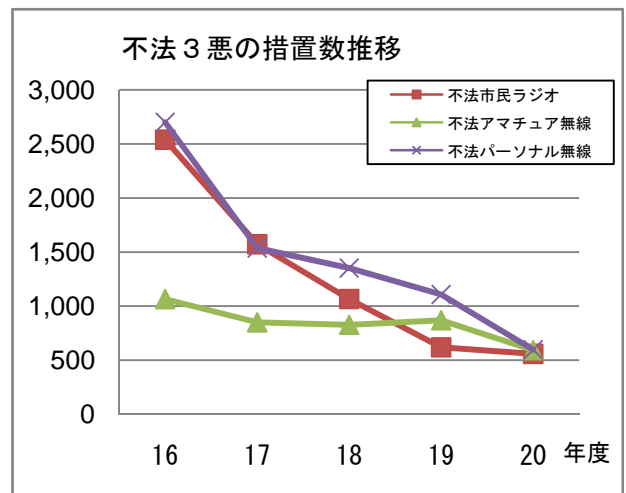
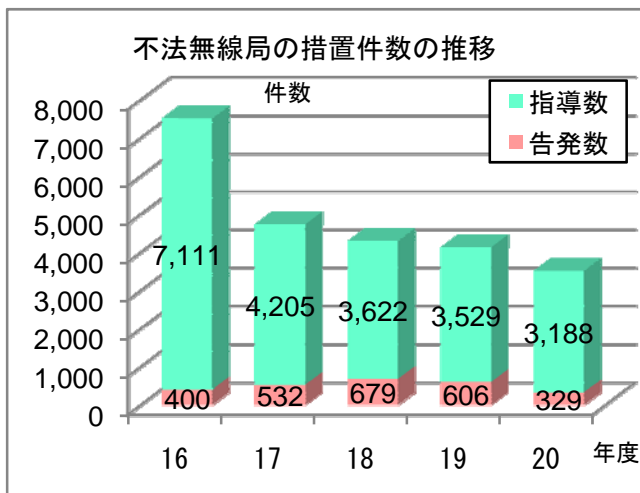
第2号 第4条の規定による免許又は第27条の18第1項の規定による登録がないのに、かつ、第70条の7第1項、第70条の8第1項又は第70条の9第1項の規定によらないで、無線局を運用した者

第3号 以下省略

電波法 第4条

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない

第1号 以下略

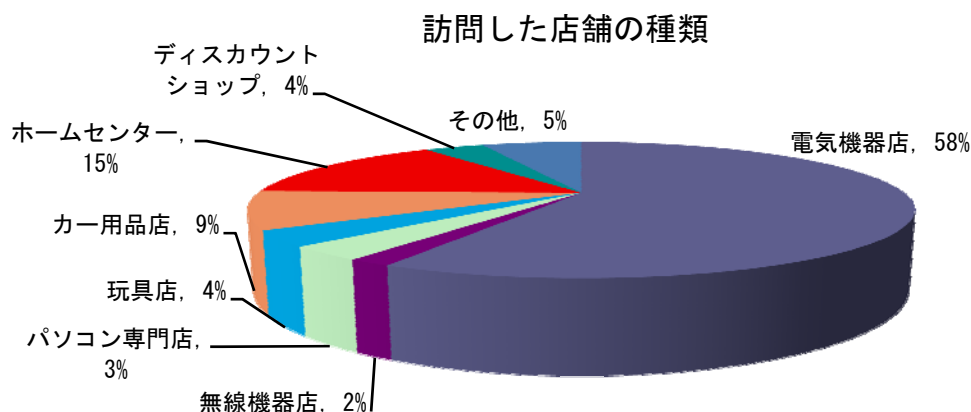


(3) 流通分野への周知・啓発の実施状況

電波利用機会の拡大に伴い、一般国民が電波利用ルールあるいは、電波利用機器であることを知らないまま電波利用機器に接する機会が増えています。

そのため電波利用機器に触れる代表的な機会である、家電量販店等に対して電波利用ルールの周知・啓発を実施しています。

平成20年度には、総合通信局等において、主要都市を中心に586店舗を訪問し電波利用ルールの周知・啓発を実施しました。



訪問した店舗のうち、約2割の店舗で違法と推測される無線機器を取り扱っていました。これら無線機器については、詳しい調査・測定等を実施しており、完了次第、これらの無線機器を一般国民が使用しないよう製造業者等へ要請していく予定です。

3. 基準認証制度に不適合な機器の状況について

(1) 基準認証制度とは

有限希少な電波を効率的に利用していくためには、無線局が相互に混信することなく、安定した無線通信の環境を維持していく必要がありますが、そのためには、これまで述べてきた電波監視による不法無線局への対処のほか、個々の無線設備につきましても、他の無線局に混信を与えることなく常に正しい電波を発射するよう、電波法令に定める技術基準に適合していることを確保していく必要があります。

基準認証制度とは、携帯電話や無線LAN端末をはじめとする様々な無線設備について、登録された証明機関等がそれぞれ技術基準に適合していることを事前に確認し認証する制度です。基準認証制度により、技術基準に適合していることを証明するマーク（技適マーク）が付されている無線設備は、種類に応じて、無線局の免許が不要となる、携帯電話事業者が端末の免許を包括的に取得できるなどのメリットがあります。

反対に、技術基準に適合していない無線設備が流通、使用されると、他の無線設備への混信や妨害が発生する可能性があります。このため、総務省では、電波法令上の技術基準を満たさない無線設備が製造され、流通したり、そのような機器が誤って認証された場合には、関係者に対して報告徴収を行ったり、必要に応じて改善命令や回収命令等の事後措置を講じています。

(2) 20年度において問題の判明した事例

平成20年度には、基準認証制度に関連する不適切な取扱い事例として6件が判明致しました。内訳は、工事設計合致義務に違反しているものが1件、技適マークの表示に不備があるものが2件、技術基準に不適合なものが3件となっています。

それぞれの事例については、関係者に対して事情聴取等を行ったところであり、そのうち以下の1件については、違反行為者に対して文書により指導するとともに、製造事業者に対して再発防止に向けた今後の改善方策の報告を求める行政指導を行いました。

○ 行政指導を行った事案

無線設備を製造したメーカーの社員が、社内で不要廃棄となった試作品の無線設備を持ち出し、技適マーク及び認証番号を偽造し貼付した上で販売した。